

## 成田市立豊住小学校への小規模特認校制度の導入について

### (1) 豊住小学校の児童数の推移 ※R3年以降の1年生はR2年10月1日住民基本台帳より

	通常級児童数							特別支援	全校	通常学級数							特別支援	全校
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計			1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計		
R2	6	9	3	3	8	9	38	2	40	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	2	6
R3	5	6	9	3	3	8	34	2	36	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	2	6
R4	3	5	6	9	3	3	29	1	30	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3	1	4
R5	4	3	5	6	9	3	30	1	31	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3	1	4
R6	10	4	3	5	6	9	37	1	38	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	1	5
R7	2	10	4	3	5	6	30	0	30	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	0	4
R8	7	2	10	4	3	5	31	0	31	1	0.5	0.5	0.5	0.5	1	4	0	4

6+9=15人：8人を超えるため1学年は学級維持

9+3=12人：16人以下のため2・3年生は複式学級

3+5=8人：8人以下のため1・2学年は複式学級

6+9=15人：16人以下のため3・4年生も複式学級

※複式学級の編制について（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）

- ①小学校等第1学年の児童数と当該学年に引き続く1の学年の児童数との合計数が8人以下の場合。
- ②小学校等の引き続く2の学年の児童数の合計数が16人以下である場合。

### (2) 小規模特認校制度

少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした活動など、特色ある教育を行う学校を小規模特認校とし、このような環境で学びたい、子どもを学ばせたいと希望する方に、一定の条件のもと市内全域からの入学を認める制度。

（県内での導入事例）佐倉市、白井市、富里市、柏市、野田市、流山市など10市

### (3) 就学の条件

小規模特認校制度により、豊住小学校に就学を希望する場合は、「成田市小規模特認校設置要綱(仮称)」に定める次の就学条件を満たすこと。

- ①成田市内に住所を有し、市内の学校に就学している児童または就学予定者
- ②すべての教育活動に賛同し、PTAなど学校行事にも協力できること
- ③保護者の送迎等により毎日安全に通学できること
- ④原則として、卒業までの間通学すること

#### (4) 制度導入による効果

学区外の地域からも豊住小学校に通学することを認める「小規模特認校制度」の導入により、他の小学校とは一線を画す特色ある教育の展開が図られ、学区内外から子どもやその保護者の方が、「豊住小学校に通ってみたい」という思いを強くもっていただくことで、児童数を増加させ小規模化に歯止めをかける一助となるだけでなく、特に豊住地区の子どもたちにとっても、これまで以上に教育の充実が図れ、魅力あふれる学校づくりに寄与すると考えられる。

#### (5) 目指す小規模特認校の姿（特色ある教育づくり）

豊住小学校では、これまでも恵まれた自然環境や、地域の歴史と伝統を生かした教育を推進してきたが、市教育委員会が小規模校特認校に指定することで、学校が進める特色ある教育づくりがさらに強力に推進できるようにする。

特色ある教育づくりには、例えば次のような教育活動が考えられる。

- ① 地域の自然の地域住民の連携を活かした体験学習の充実を図る。
- ② ALT を常勤させることで、英語活動を日常化し、英語学習の充実を図る。
- ③ ICT 環境を充実発展させ、国内外の学校との交流学习を推進する。
- ④ STEAM 教育(科学・技術・工学・芸術・算数)等の充実を図る。
- ⑤ 英語検定や漢字検定などに積極的に取り組み、挑戦する喜びや達成感により、学習意欲の向上を図る。
- ⑥ 放課後や土曜日などに教室を活用し、外部講師による学習サポートや特別講座を開催。